

令和7年度漁船用燃料油支援事業補助金

燃料価格の高騰により影響を受けている漁業者の負担軽減を図り、操業を促進するため、漁船の操業に要する燃料油に対する支援を行います。

支 援 内 容

補助額：(仕入単価／ℓ - 96.7円／ℓ) × 購入量 (ℓ)

1円未満は切り捨て

※ 消費税及び地方消費税に相当する額を除きます。

※ 補助は予算の範囲内で実施し、手数料等の物価高騰分と認められない額は除きます。

対象となる漁船用燃料油

支援対象期間：令和8年1月1日（木）～令和8年6月30日（火）

燃料油の種類：A重油

※ 支援対象期間に購入、かつ使用見込みのある燃料油に限ります。購入量等に疑義が生じた場合は、調査を行う場合があります。

支援対象者

交付申請兼実績報告時点で、次の要件を満たすもの

- (1) 山口県漁業協同組合 吉佐支店（秋穂支所を除く。）に所属する正組合員又は准組合員であること
- (2) 漁船の所有者又は使用者であること

支援の方法について

山口県漁業協同組合 吉佐支店を通して支援を行います。

問合せ先



〒747-8501 防府市寿町7番1号

防府市 産業振興部 農林水産振興課 林務水産係（本館 5階）

T E L 0835-25-2134

F A X 0835-22-4796

<https://www.city.hofu.yamaguchi.jp/soshiki/22/gyosen-nenryoyushien.html>